

※個人情報につき取扱いに注意願います

## 獣医師会会員異動等通知票

No. \_\_\_\_\_

I. 区分 (該当する番号を○で囲んでください)

1 新規	2 異動	3 退会	4 死亡
------	------	------	------

※記入されるにあたっては、記入要領をお読みください。

記入日	平成	年	月	日
栃木県獣医師会	担当者			

II. 基本情報 (新規の場合は全項目について、また、異動・退会・死亡の場合は、赤枠内のみ記入して下さい)

会員番号(獣医師免許登録番号)					
氏名	フリガナ	(姓)	(名)		
	漢字				
生年月日	1明治 2大正 3昭和 4平成	年	月	日	

獣医師免許登録年月日	1明治 2大正 3昭和 4平成	年	月	日
性別	1 男	2 女		
卒業獣医学校名				
獣医学校卒業年月日	1明治 2大正 3昭和 4平成	年	月	

III. 詳細情報 (新規の場合は⑥を除く全項目について、異動の場合は異動事項についてのみそれぞれ記入し、退会・死亡の場合は記入不要です)

① 支部		班		会員種別	
------	--	---	--	------	--

② 自宅	現住所	〒	—	(市区郡)	(町名番地)	(ビル・マンション名)
	電話番号	( )			FAX	( )

③ 勤務先	職域区分	大分類コード	小分類コード	名称		
	<small>〔記入要領の職域コード番号を記入してください〕</small>			所属部署		
	現住所	〒	—	(市区郡)	(町名番地)	(ビル・マンション名)
	電話番号	( )			FAX	( )

④ 所属学会	
<small>〔記入要領の職域コード番号を記入してください〕</small>	

⑤ 日本獣医師会雑誌	送付	1 要 2 否
	送付先	1 自宅 2 勤務先

⑥ 新氏名	フリガナ	(姓)	(名)
	漢字		

# 獣医師会会員異動等通知票の記入要領

## 記入要領等

- (1) 必ず楷書で丁寧に記入し、略字を使用しないでください。また、数字はすべて算用数字で記入し、項目によっては該当する番号を○で囲んでください。
- (2) 住所欄の記入については、該当する都道府県を○で囲み、丁目及び番地は「-」で区切り（例：1-2-3）、ビル・マンション名を正確に記入してください。
- (4) 「Ⅰ. 区分」の内容は次のとおりです。
  - 1 新規・・・・・・・・新規に獣医師会に入会した場合。
  - 2 異動・・・・・・・・既に獣医師会に入会している会員であって、「Ⅲ. 詳細情報」の①～⑥の項目に変更があった場合。
  - 3 退会・・・・・・・・獣医師会を退会した場合（死亡による退会を除く）。
  - 4 死亡・・・・・・・・死亡した場合。
- (5) 「Ⅱ. 基本情報」の会員番号（獣医師免許登録番号）右詰めで記入し、余ったカラムは0で埋めてください（例：1234⇒001234）。
- (6) 「Ⅲ. 詳細情報」の①支部・班・種別名、③勤務先の職域区分コード及び④所属学会コードは、下記を参考に記入してください。
- (7) ③の勤務先の「職域コード」は、必ず大分類コード及び小分類コードを記入してください（産業動物診療と小動物診療の両方をされる方は、別途申し出下さい）。
- (8) 「勤務先の名称」は、動物病院開業又は動物病院勤務の場合にあつては、動物病院名を記入してください。
- (9) ⑤の日本獣医師会雑誌の「送付先」を勤務先とする場合には、勤務先名称のみならず所属部所も必ず記入してください（動物病院を除く）。

## 支部・班名

支部名	班名
中央	宇都宮
	芳賀
	上都賀
北	那須
	南那須
	塩谷
南	小山
	栃木
	佐野
	足利
職域	農務部
	衛生
	共済
	酪農
	JA全農グループ
	JRA総研
	宇公
	職域B

## 種別

甲種	自ら診療施設を開設しその診療施設を代表する獣医師
乙種	(ア)団体及び企業等に勤務する獣医師又はそれらを退職した獣医師 (イ)甲種会員の診療施設に勤務する獣医師 (ウ)甲種会員の配偶者、子女等の獣医 (エ)個人で入会する非開業獣医師
功労	本会に功労があった者で理事会が別に定める会員

## 職域コード

大分類コード	小分類コード	例	職域区分	
			大分類	小分類
00 職域不明	00 詳細不明	① 国立獣医大学の獣医外科学教官	11	90
11 国家公務員	10 農林水産関係	② 私立高校の生物学の教員	21	90
12 都道府県職員	20 公衆衛生関係	③ 家畜保健衛生所の職員	12	10
13 市町村職員	30 産業動物診療	④ 食肉衛生検査所の職員	12	20
21 団体役職員	40 小動物診療	⑤ 農業共済団体家畜診療所の職員	21	30
31 会社役職員	50 研 究	⑥ 製薬会社の研究員	31	50
41 動物病院開業	90 そ の 他	⑦ 製薬会社のプロパー	31	90
42 動物病院勤務		⑧ 小動物診療施設の研修医・勤務医	42	40
51 その他の獣医事従事者		⑨ 動物用医療器機販売会社の社員	31	90
91 獣医事に従事しない者		⑩ 一般事務機販売会社の社員	91	90

## 学会コード

0	不 明
1	日本産業動物獣医学会
2	日本小動物獣医学会
3	日本獣医公衆衛生学会

注1：大分類コード91の「獣医事に従事しない者」とは、「獣医学」の知識を必要としない業務に従事している場合に該当します（獣医師法第22条の届出と同様）。

注2：業務が複数にわたる場合は、主たる業務（収入が最も多い業務）に該当するものを記載してください。

注3：親子、夫婦、兄弟等同一家族で動物病院を営んでいる場合は、病院の開設者を「動物病院開業者」とし、それ以外の者は「動物病院勤務」としてください。

注4：動物病院が会社組織である場合であっても、職域の大分類コードは、41又は42としてください。